

住宅用防災機器等取扱要綱

岡崎市消防本部

住宅用防災機器等取扱要綱

岡崎市消防本部

(18 予第 425 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 の規定に基づいて設置及び維持しなければならない住宅用防災機器及び定温式住宅用防災警報器（以下「住宅用防災機器等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 岡崎市火災予防条例（昭和 37 年岡崎市条例第 20 号。以下「条例」という。）及び当該要綱等において次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによること。

- (1) 住宅用防災機器とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 5 条の 6 に規定する住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備をいう。
- (2) 住宅用防災警報器とは、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器（煙を感知するものに限る。）であって、感知部、警報部等で構成されたものをいう。
- (3) 住宅用防災報知設備とは、住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（煙を感知するものに限る。）であって、感知器、中継器、受信機及び補助警報装置で構成されたものをいう。
- (4) 光電式住宅用防災警報器とは、周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至ったときに火災警報を発する住宅用防災警報器で、一局所の煙による光電素子の受光量の変化により作動するものをいう。
- (5) イオン化式住宅用防災警報器とは、周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むに至ったときに火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を発する住宅用防災警報器で、一局所の煙によるイオン電流の変化により作動するものをいう。
- (6) 自動試験機能とは、住宅用防災機器等に係る機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置にする試験機能をいう。
- (7) 補助警報装置とは、住宅内にいる者に対し、有効に火災警報を伝達するために、住宅用防災報知設備の受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信して、補助的に火災警報を発する装置をいう。
- (8) 定温式住宅用防災警報器とは、住宅における火災を早期に感知し、及び報知する警報器（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災警報を発するものに限る。）であって、感知部、警報部等で構成されたものをいう。
- (9) 連動型住宅用防災警報器とは、他の住宅用防災警報器と連動して火災警報を発することができる付属装置を有する住宅用防災警報器をいう。

(住宅用防災機器を設置すべき対象物)

第 3 条 法第 9 条の 2 第 1 項の規定により住宅の用途に供される防火対象物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。住宅の用途に供される防火対象物とは、

戸建住宅、併用住宅、共同住宅のうち、住宅の用途以外の用途に供される部分を除いた防火対象物であるが、令別表第 1 に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であって、令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分についても設置対象とする。

(住宅用防災機器を設置すべき住宅の部分)

第 4 条 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器(以下「感知器」という。)の設置場所については、令第 5 条の 7 第 1 項第 1 号及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 16 年総務省令第 138 号)第 4 条並びに条例第 31 条の 5 第 1 項第 6 号に定められた次の各号に定める場所とすること。(別図第 1 参照)

(1) 就寝の用に供する居室

(2) (1)が存する階の階段部分 ((1)が避難階の場合を除く。)

(3) (1)が存する階から 2 階下の階の階段部分 ((1)の 1 階下の階の階段に住宅用防災機器が設置されている場合を除く。)

(4) (1)が避難階に存する場合において、居室がある最上階(避難階から 2 以上うえにある階に限る。)の階段部分

(5) (1)から(4)までに該当しない階で、床面積 7 m²以上の居室が 5 以上ある階(この号において「当該階」という。)の廊下(廊下又は直下階が存しない場合にあっては、当該階の階段部分。)

(6) 台所 ((1)により設置されている場合を除く。)

2 就寝の用に供する居室とは、住宅の設計上想定された「寝室」のみならず、居住者の生活実態に着目して規定したものであること。例えば、子供が就寝する子供部屋、日中は居間として使用しているが夜間には就寝する部屋は、就寝の用に供する居室に該当すること。

3 階段は階と階をつなぐ住宅の部分であり、令第 5 条の 7 第 1 項第 1 号ロに規定する階段における住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の煙感知器の具体的な設置場所は、当該階段の上端の部分の天井又は天井に近い壁となること。例えば、2 階に就寝の用に供する居室がある場合、2 階から 1 階に通ずる階段の 2 階の踊り場等の部分の天井又は天井に近い壁となること。(別図第 2 参照)

(定温式住宅用防災警報器を設置することが適当な住宅の部分)

第 5 条 定温式住宅用防災警報器は、住宅用防災機器を前条第 1 項の定める場所に設置した場合、誤作動のおそれがあると認められる住宅の部分に設置するものとする。又は令第 5 条の 7 第 1 項第 1 号に定める住宅部分以外の住宅の部分のうち、次の各号に掲げる住宅の部分で、発生する火災を有効に感知できる場所に設置すること。

(1) 台所(食堂と併設する場合を含む。)において、通常の調理時に煙又は蒸気がかかるおそれがある場所

(2) じんあい、煙等が滞留するおそれがある居室、ガレージ等

(3) 前 2 号に掲げる場所のほか、住宅用防災機器の機能に支障をおよぼすおそれのある場所

(住宅用防災警報器に関する基準)

第6条 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用防災警報器は、天井又は壁の室内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
 - ア 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
 - イ 天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
 - ウ 換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。
- (2) 住宅用防災警報器は、第4条第1項第5号の住宅の部分のうち廊下については、イオン式住宅用防災警報器又は光電式住宅用防災警報器を設置するものとし、それ以外の部分については、光電式住宅用防災警報器を用いること。
- (3) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (4) 住宅用防災警報器の交換期限が経過した場合等には、適切に交換すること。
- (5) 住宅用防災警報器の交換期限は、出荷時等を起点として最大10年を目途として「年月」を明示すること（自動試験機能を有するものを除く。）。
- (6) 警報音以外により火災警報を発する住宅用防災警報器における警報の報知の方法としては、閃光や振動等とする。
- (7) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (8) 住宅用防災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。
- (9) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (10) 自動試験機能を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (11) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (12) 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「規格省令」という。）に適合している住宅用防災警報器については、日本消防検定協会のNSマーク、若しくは日本消防検定協会又は登録検査機関の検定マークが貼られていること。（別図第3参照）

（住宅用防災報知設備に関する基準）

第7条 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 感知器は、第6条第1号に定める位置に設けること。
- (2) 感知器は、第4条第1項第5号の住宅の部分のうち廊下についてはイオン式スポット型感知器又は光電式スポット型感知器を設置するものとし、それ以外の部分については、光電式スポット型感知器を設置すること。
- (3) 受信機は、操作に支障が生じない場所であり、かつ、住宅の内部にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
- (4) 感知器を設置した階に受信機が設置されていない場合は、補助警報装置を当該階に設置すること。
- (5) 感知器と受信機との信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設

備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線が生じた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、その限りでない。

- (6) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信する位置に感知器及び受信機を設けること。また、受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
 - (7) 感知器の交換期限は、出荷時等を起点として最大10年を目途として、「年月」を受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう明示すること。
 - (8) 警報音以外により火災警報を発する住宅用防災報知設備の補助警報装置における警報の報知の方法としては、閃光や振動等とする。
 - (9) 電源に電池を用いる住宅用防災報知設備にあつては、電池切れの警報又は表示があった場合、適切に電池を交換すること。
 - (10) 自動試験機能を有しない感知器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に感知器を交換すること。
 - (11) 自動試験機能を有する感知器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に感知器を交換すること。
- 2 住宅の内部にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所とは、受信機又は補助音響装置を設ける階の廊下、寝室、リビング等の居室にいる者に有効に火災の発生を報知できる場所をいう。

(定温式住宅用防災警報器に関する基準)

第8条 定温式住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 定温式住宅用防災警報器は、天井又は壁の室内に面する部分の次のいずれかの位置に、火災の発見を早期に、かつ、有効に感知することができるように設置すること。
 - ア 壁又ははりから0.4メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
 - イ 天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- (2) 電源に電池を用いる定温式住宅用防災警報器にあつては、当該定温式住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる定温式住宅用防災警報器にあつては、正常に電源が供給されていること。
- (4) 電源に電池以外から供給される電力を用いる定温式住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (5) 電源に用いる配線は、第6条第9号の規定に準ずる。
- (6) 自動試験機能を有しない定温式住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に定温式住宅用防災警報器を交換すること。
- (7) 自動試験機能を有する定温式住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に定温式住宅用防災警報器を交換すること。
- (8) 定温式住宅用防災警報器の交換期限は、防災警報器に表示された交換期限とす

ること（自動試験機能を有するものを除く。）。

（住宅用防災機器等の構造及び機能等）

第9条 住宅用防災機器等の構造及び機能は、次に定めるところによること。

- (1) 住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器は、確実に火災警報を発し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。
- (2) 住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器は、取付け及び取外しが容易にできる構造であること。
- (3) 住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- (4) 住宅用防災機器等の火災警報は、次によること。
 - ア 警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発する住宅用防災機器等における音圧は、定められた電圧及び条件において測定した値が、70 デシベル以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できること。
 - イ 警報音以外により火災警報を発する住宅用防災機器等にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるものであること。
- (5) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器にあつては、次によること。
 - ア 電池の交換が容易にできること。
 - イ 住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器にあつては、機能の異常を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができること。
- (7) 住宅用防災警報器、感知器及び定温式住宅用防災警報器は、その基盤面を取付け位置から45度傾斜させた場合、機能に異常を生じないこと。
- (8) 住宅用防災警報器及び定温式住宅用防災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

（旧ガイドライン通知による住宅用火災警報器の取扱い）

第10条 「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号）で通知（以下「旧ガイドライン通知」という。）された住宅用火災警報器の取扱いは、次に定めるところによること。

- (1) 旧ガイドライン通知、別添2、第4に定める技術的基本事項（以下「旧ガイドライン規格」）に適合している煙式住宅用火災警報器については、当分の間、規格省令に定める技術上の規格に適合しているものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、旧ガイドライン規格に適合していることの確認については、日本消防検定協会の鑑定マークが貼られていること等によること。（別図第4参照）
- (2) 旧ガイドライン規格に適合している煙式住宅用火災警報器等又は熱式住宅用火災警報器等が設置されている台所等については、住宅用防災機器等の設置指導は必要ないこと。

(設置の免除)

第 11 条 住宅用防災機器等の設置が義務づけられている住宅の部分に条例第 31 条の 7 で定める設備を、それぞれ令第 12 条、令第 21 条、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）第 3 条第 3 項第 2 号から第 4 号まで、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項、並びに複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災機器等を設置しないことができる。

(基準の特例)

第 12 条 条例第 31 条の 8 の規定に基づき、条例第 31 条の 4 から第 31 条の 6 までの規定の適用の除外を消防長が認める場合は、次に掲げる設備又は機器等が設けられている場合とする。

- (1) 平成 18 年 5 月 31 日までに岡崎市の助成事業（岡崎市老人自立支援用具給付事業、岡崎市重度障害児・知的障害者日常生活用具給付事業及び岡崎市重度身体障害者日常生活用具給付事業）等により、既に住宅用防災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用火災警報器等又はこれに類する機器が設置されている場合（条例第 31 条の 5 第 1 項に定められた住宅の部分に設置されている部分に限る。）
 - (2) 消防法令の想定していないような高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合
- 2 建物構造及び建物内の環境において、住宅用防災機器等の設置及び維持に関する基準に適合することができないと消防長が認める場合とする。

(基準の特例に伴う事務処理)

第 13 条 条例第 31 条の 8 に基づき、住宅用防災機器等の設置及び維持に関する基準の適用を除外する場合の事務処理については、次によること。

- (1) 建築確認の対象となる住宅（新築住宅）

ア 法第 7 条の同意の対象となる住宅の場合

消防長は、条例第 31 条の 8 の規定に基づき住宅用防災機器等の設置及び維持の適用を除外する場合、適用除外に係る概要を建築確認申請書の正本に様式第 1 号の「住宅用防災機器等特例概要書」（同意用）を添付し、特定行政庁等に通知するものとする。

イ ア以外の場合（通知対象住宅）

消防長は、建築基準法第 93 条第 4 項の規定により、通知が行われる住宅について、条例第 31 条の 8 の規定に基づき住宅用防災機器等の設置及び維持の適用を除外する場合、その概要を様式第 2 号の「住宅用防災機器等特例概要書」（通知用）にて、特定行政庁等に通知するものとする。

- (2) 建築確認の対象とならない住宅（既存住宅）

建築確認の対象とならない既存住宅等に条例第 31 条の 8 の規定を適用する場合は、第 12 条第 1 項第 1 号については、普及啓発活動に併せて当該特例基準に

ついて広く広報に努め指導するものとし、第 12 条第 1 項第 2 号及び第 2 項については、関係者の判断に委ねず、様式第 3 号「住宅用防災機器等適用除外申請書」（既存建築物用）により、適正に審査したのち消防長が認めるものとする。

（台所等に設置する住宅用防災機器等の指導）

第 14 条 台所及び条例第 31 条の 9 第 2 項に規定する火災の発生のおそれが大であると認められる住宅の部分等における住宅用防災機器等の設置及び維持に関して指示又は指導する場合は、次によるものとする。

(1) 台所（食堂と併設の場合を含む。）

住宅用防災機器を設置しても誤作動が発生しないと認められる場合は、住宅用防災機器を設置するものとするが、誤作動のおそれがあると認められる場合は、定温式住宅用防災警報器又は定温式防水型スポット感知器のうち特種のもの（公称作動温度が摂氏 60 度又は摂氏 65 度のもの）を原則として、設置するものとする。

(2) じんあい、煙等が滞留するおそれがある居室、ガレージ等

定温式住宅用防災警報器又は定温式防水型スポット感知器のうち特種のもの（公称作動温度が摂氏 60 度又は摂氏 65 度のもの）を原則として、設置するものとする。

(3) 条例第 31 条の 9 第 2 項に規定する火災の発生のおそれが大であると認められる住宅の部分

火災の発生のおそれが大であると認められる住宅の部分については、市民に住宅用防災機器等の設置に努めるよう指導するものとする。設置種別に関しては、原則として、住宅用防災機器並びに定温式住宅用防災警報器又は定温式防水型スポット感知器のうち特種のあるものを設置することとするが、特殊な環境下における部分が住宅内に存する場合は、当該環境に適応する防災機器又は設備等を設置指導するものとする。

（技術上の基準の特例制度）

第 15 条 条例第 31 条の 5 第 5 項「住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。」の規定の特例については、外国において製造された住宅用防災警報器及び新たな技術開発に係る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合とする。なお、当該機器については、総務大臣が定める技術上の規格において、特例制度の適用を受けた機器である旨の表示がなされているものである。

（設置した場合の通知）

第 16 条 新築建物の検査時に、住宅用防災機器等が未設置で設置指示を受け、その後設置した場合は、様式第 4 号の「住宅用防災機器等設置通知書」により、設置に係る関係者は、工事が完了した日から概ね 15 日以内に、岡崎市消防長へ通知するものとする。

（その他）

第 17 条 消防職員等が住宅に立ち入って住宅用防災機器等の設置及び維持の状況を

確認する場合は、法第4条第1項に基づき、原則として関係者の承諾を得て行うものであること。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

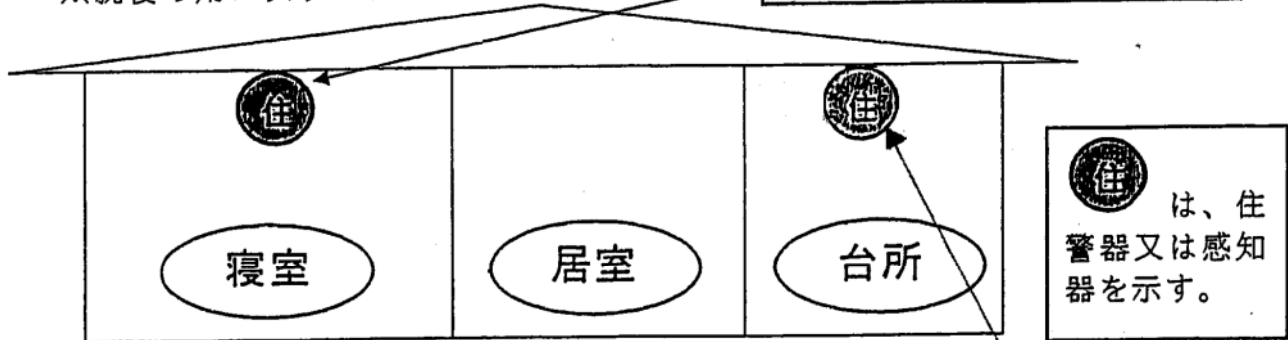
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図第1

1 平屋建住宅設置例

※就寝の用に供する居室が一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

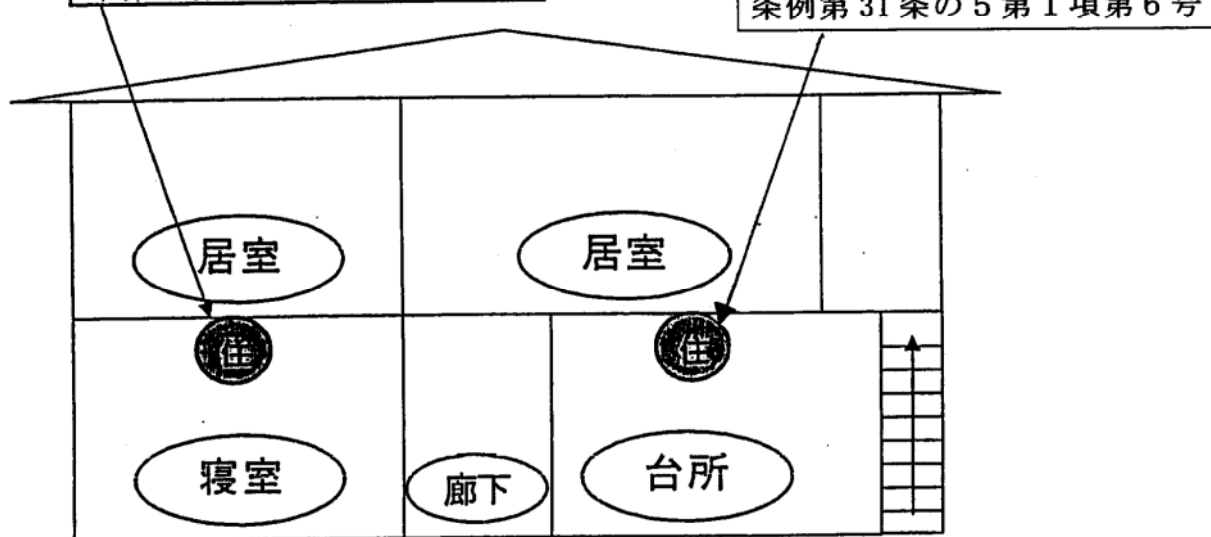


2 二階建住宅設置例

※就寝の用に供する居室が1階に一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

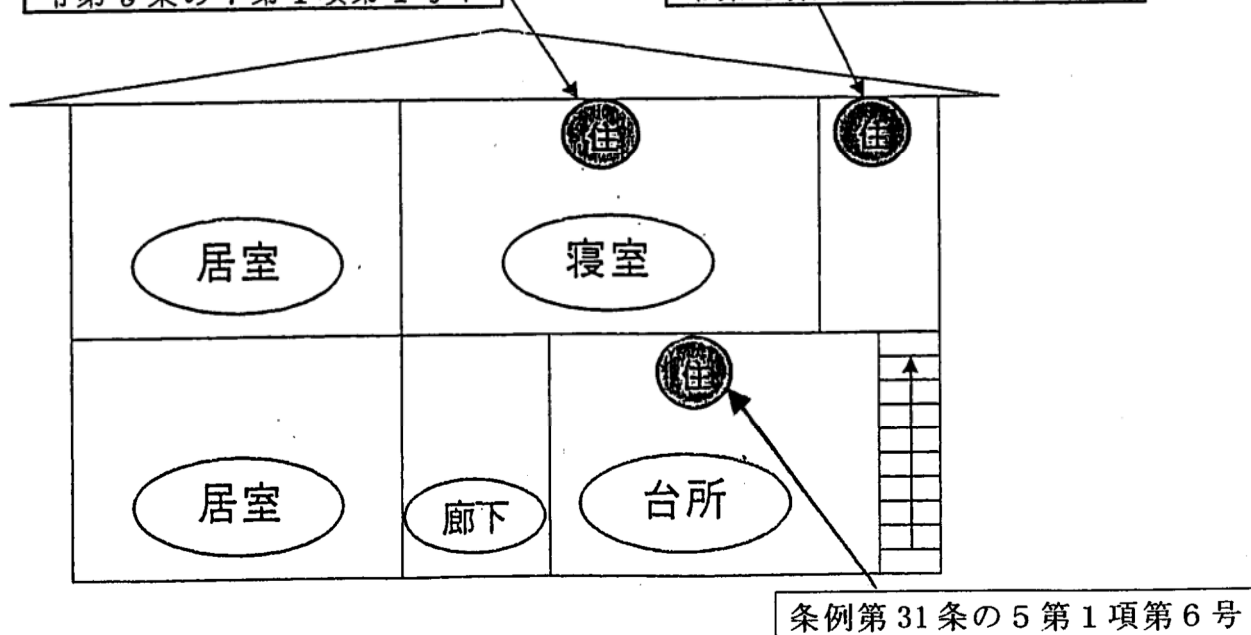
条例第31条の5第1項第6号



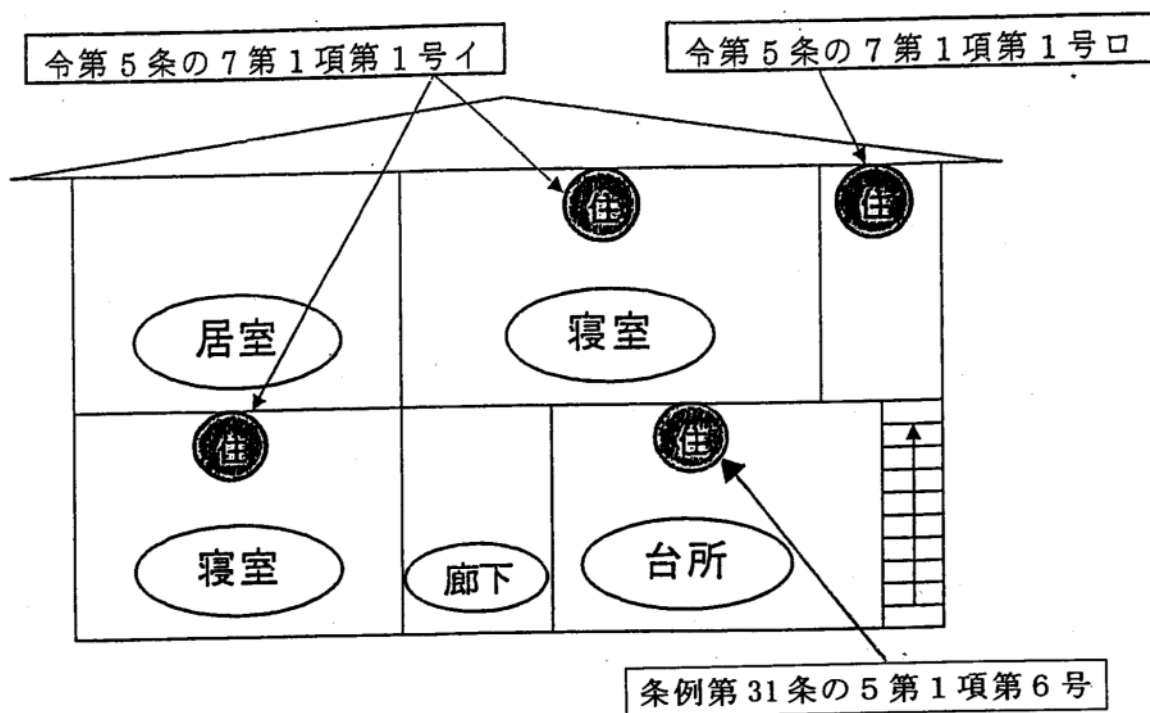
※就寝の用に供する居室が2階に一室のみの場合

令第5条の7第1項第1号イ

令第5条の7第1項第1号ロ

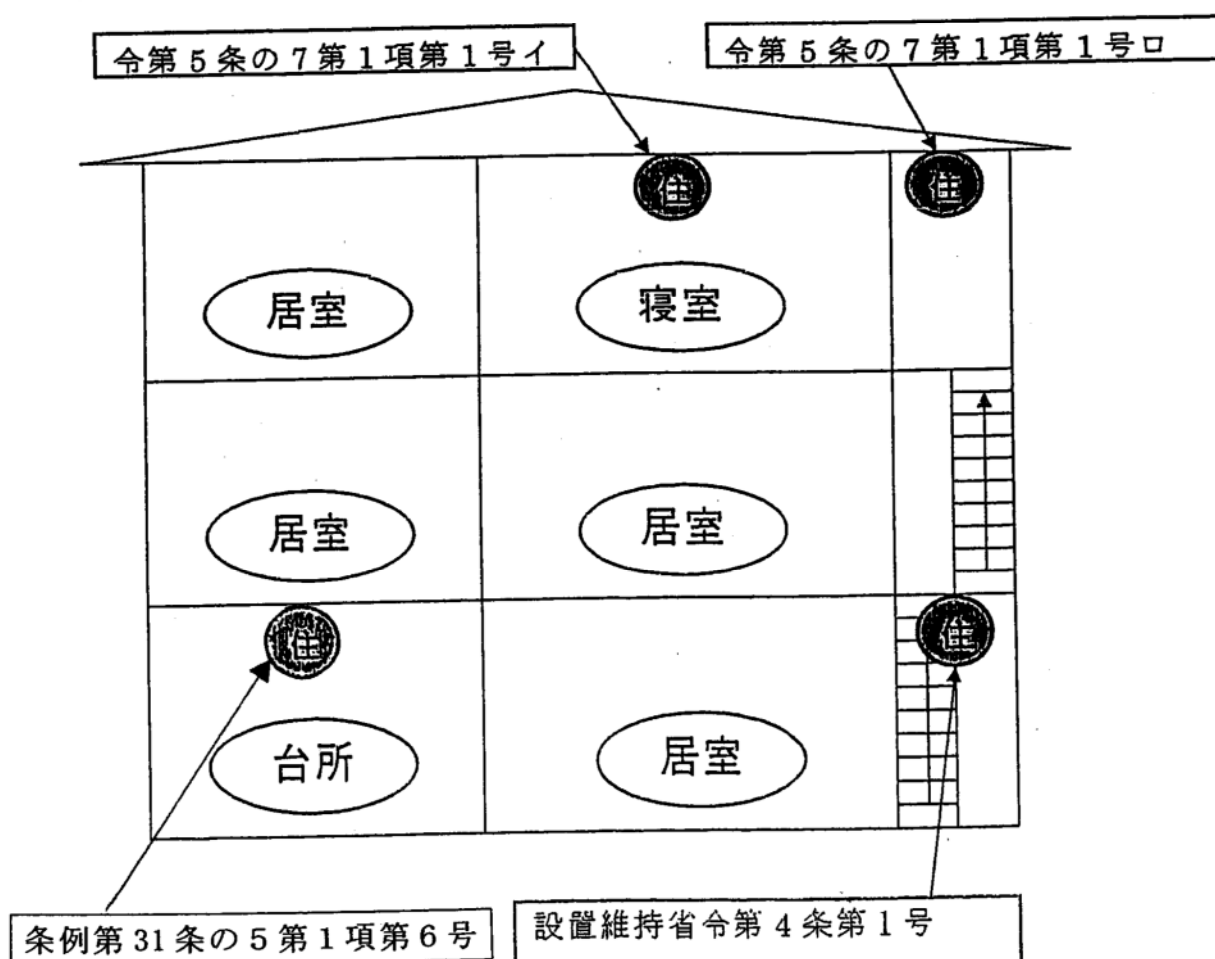


※就寝の用に供する居室が1階、2階に各一室の場合



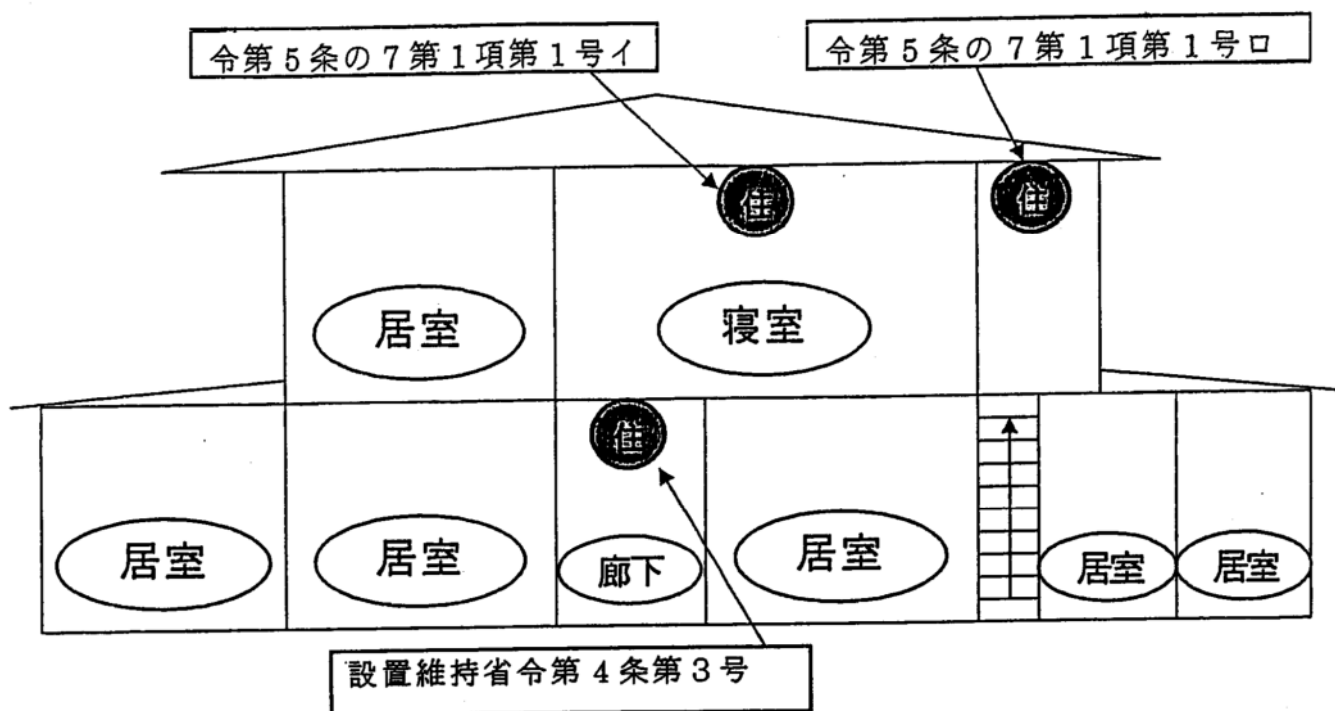
3 三階建住宅設置例

※就寝の用に供する居室が3階の一室のみの場合

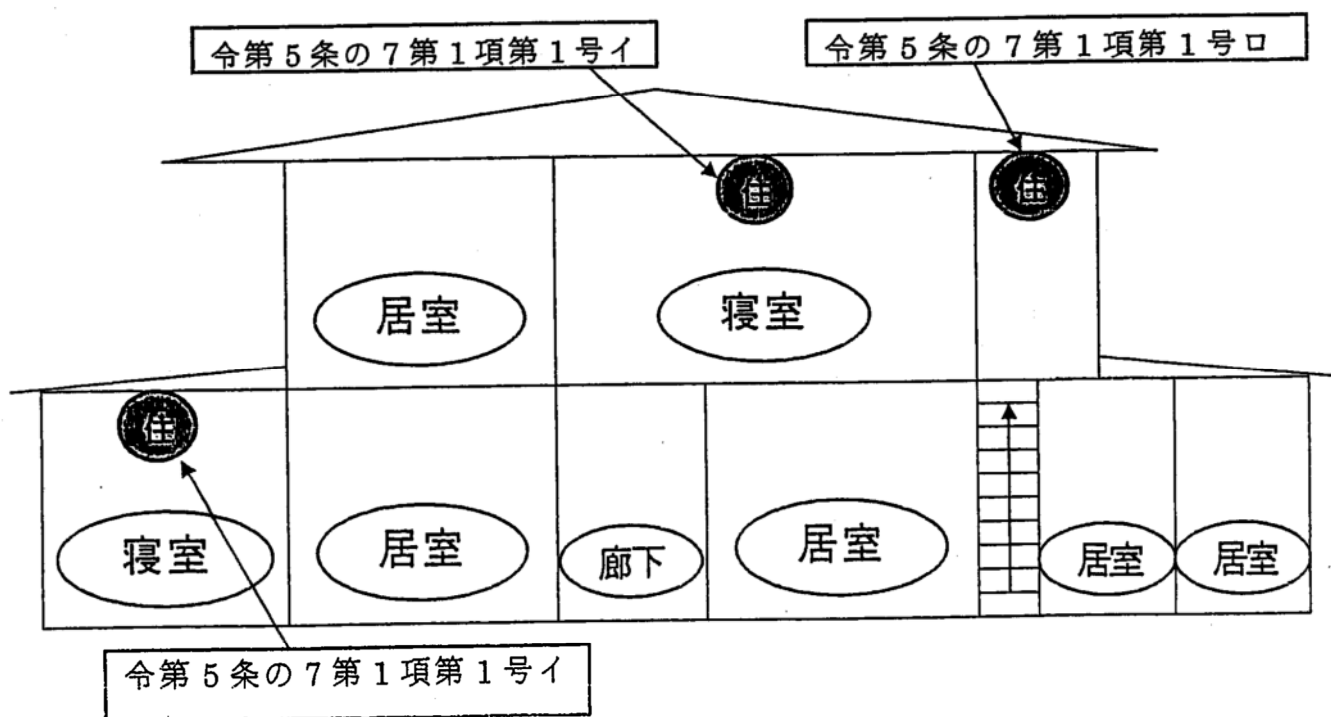


4 一の階に7㎡以上の居室が5以上存する住宅設置例

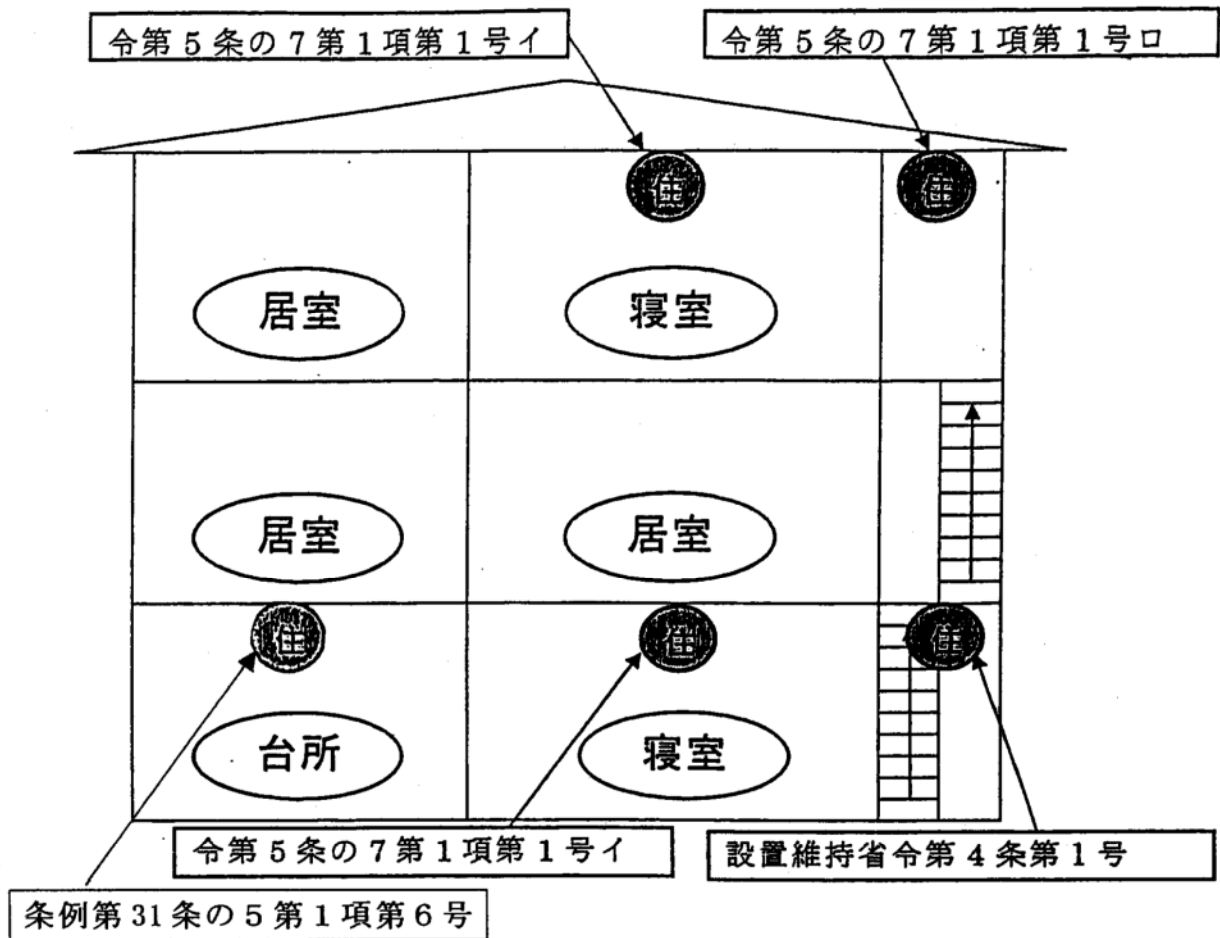
※就寝の用に供する居室が2階に一室の場合



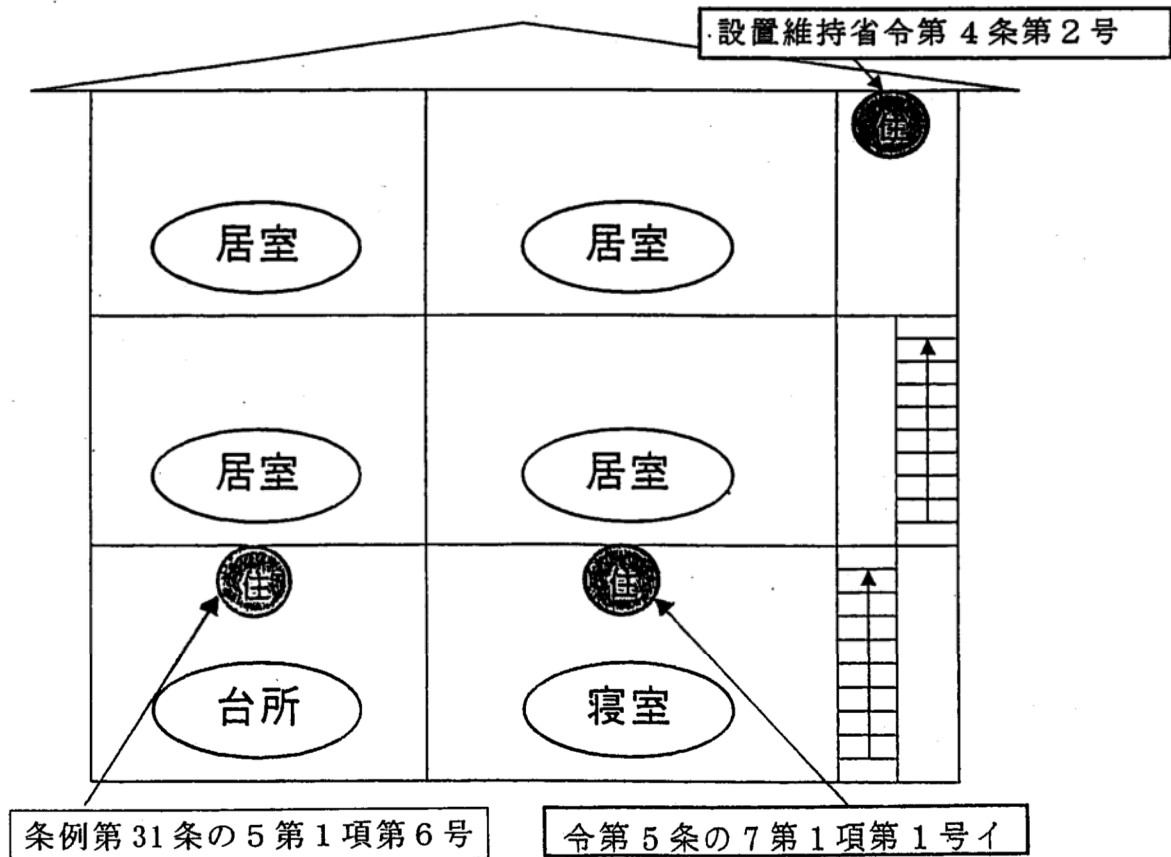
※就寝の用に供する居室が1階及び2階の場合



※就寝の用に供する居室が1階及び3階の場合

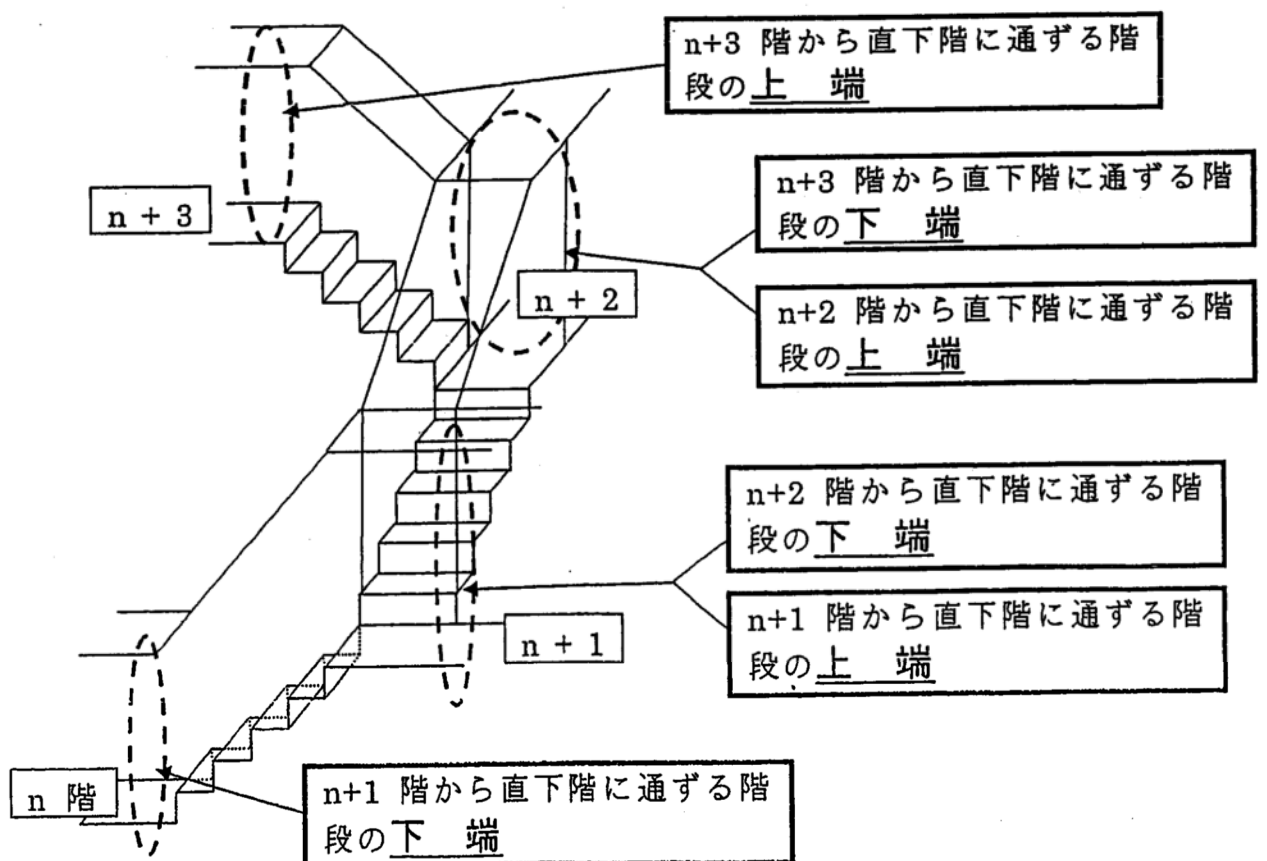
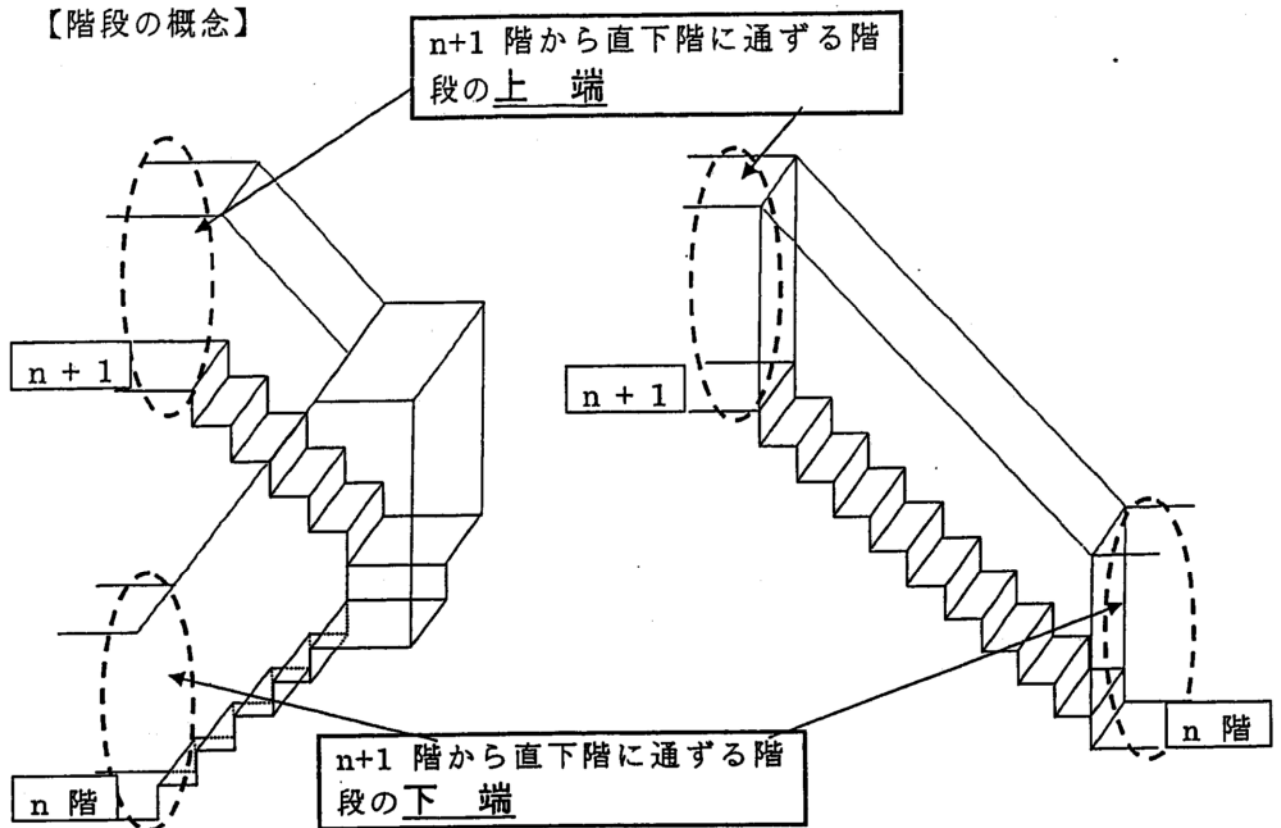


※就寝の用に供する居室が1階の一室のみの場合



別図第 2

【階段の概念】



別図第 3

1



型式番号 鑑住第○～○号

2



品評住第○～○号

3



住警第○～○号

別図第 4



型式番号 鑑ヶ第○～○号

様式第 1 号

(同意用)

年 月 日

住宅用防災機器等特例概要書

.....様

岡 崎 市 消 防 長

下記の防火対象物について、岡崎市火災予防条例第 31 条の 8 の規定に基づき、住宅用防災機器等の特例基準を適用し同意したことを通知します。

記

所 在 地			
名 称			
届 出 者 住 所			
届 出 者			
申 請 年 月 日	年 月 日	申 請 番 号	号
同 意 年 月 日	年 月 日	同 意 番 号	号
設 計 者		連 絡 先	
特 例 の 概 要			
☐ 住宅用防災警報器と概ね同等の性能を有する火災警報器又はこれに類する機器が設置されているため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要) ☐ 高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されているため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 号

(通知用)

年 月 日

住宅用防災機器等特例概要書

.....様

岡 崎 市 消 防 長

下記の防火対象物について、岡崎市火災予防条例第 31 条の 8 の規定に基づき、住宅用防災機器等の特例基準を適用したことを通知します。

記

所 在 地			
名 称			
届 出 者 住 所			
届 出 者			
申 請 年 月 日	年 月 日	申 請 番 号	号
設 計 者		連 絡 先	
特 例 の 概 要			
☐ 住宅用防災警報器と概ね同等の性能を有する火災警報器又はこれに類する機器が設置されているため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要) ☐ 高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されているため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3 号

(既存建築物用)

年 月 日

住宅用防災機器等適用除外申請書

(宛先)岡崎市消防長

(申請者) 住 所.....
氏 名.....
(電話).....

下記の防火対象物について、岡崎市火災予防条例第 31 条の 8 の規定に基づき、住宅用防災機器等の適用除外を申請いたします。

記

所 在 地		
名 称		
適 用 除 外 の 概 要		
☐ 高性能を有する特殊な警報器や消火設備等が設置されているため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要)		
☐ 建物構造及び建物内の環境において、住宅用防災機器等の設置及び維持に関する基準に適合することができないため、住宅用防災機器等の設置を適用除外とする。 (概要)		
受 付 欄	経 過 欄	備 考

- 注 1 □には、該当するものにレ印を付すること。
2 印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

住宅用防災機器等設置通知書

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長

(届出者) 住 所
氏 名
(電話)

住 宅 概 要	所 在 地					
	建物名称					
	構造・規模	☐ 鉄筋コンクリート ☐ 鉄骨 ☐ 木 ☐ その他				
		延べ面積 m ²				
	建築種別	☐ 新築 ☐ 既存	住宅の種類	☐ 一戸建て住宅 ☐ 長屋 ☐ 共同住宅 ☐ その他		
設 置 状 況	場 所	寝室	階段	台所	その他	
	設置個数					
設 置 者	☐ 住宅の関係者 ☐ 設備業者 ☐ その他 ()					
設 置 完 了 年 月 日	年 月					
同意年月日	年 月		同意番号			
その他必要事項						
受 付 欄	経 過 欄					

注 1 届出者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ☐には、該当するものにレ印を付すること。
3 印欄は、記入しないこと。